

電気料金プラン約款 新旧対照表

【ファミリープラン】【ビジネスプラン】【シンプルプランⅠ】【シンプルプランⅡ】【ビジネスプラン（動力用）】

旧	新	備考欄
<p>1 実施期日 電気料金プラン約款は、平成 29 年 12 月 11 日より実施いたします。</p>	<p>1 実施期日 電気料金プラン約款は、2019 年 10 月 1 日より実施いたします。</p>	<p>(変更)</p>
<p>3 契約種別 (1) ファミリープラン イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。 (イ) 電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、同一のお客さまの名義により、当社、東邦液化ガス株式会社および当社が承諾した事業者（以下、「当社グループ」といいます。）が供給するガスを使用すること。 なお、当社グループのガスを使用することが当社所定の様式によって事前に確認でき、電気需給約款11（需給の開始）にもとづき電気の需給を開始する時点で、お客さまが当社グループのガスを使用していない場合には、電気の需給開始日から当社グループのガスの使用開始日までの日数が60日以内であること。 (ロ) 契約電流が60アンペア以下であること。 (ハ) 1 需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの</p>	<p>3 契約種別 (1) ファミリープラン イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。 (イ) 電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、同一のお客さまの名義により、当社、東邦液化ガス株式会社および当社が承諾した事業者（以下、「当社グループ」といいます。）が供給するガスを使用すること。 なお、当社グループのガスを使用することが当社所定の様式によって事前に確認でき、電気需給約款11（需給の開始）にもとづき電気の需給を開始する時点で、お客さまが当社グループのガスを使用していない場合には、電気の需給開始日から当社グループのガスの使用開始日までの日数が60日以内であること。 (ロ) 契約電流が60アンペア以下であること。 (ハ) 1 需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの</p>	

電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 適用廃止

お客さまがイ（適用条件）(イ)を満たさないことが判明した場合には、判明した日が属する月の翌月から(3)（シンプルプランI）に定めるシンプルプランIを適用いたします。シンプルプランIへの変更にともない、当社がお客さまに対し供給条件の説明、書面交付および供給開始後の書面交付を行う場合の取り扱いは、電気需給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)を適用いたします。この場合、電気需給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)において、「本約款」を「電気料金プラン約款」と読み替えて適用いたします。

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ニ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切

電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 適用廃止

お客さまがイ（適用条件）(イ)を満たさないことが判明した場合には、判明した日が属する月の翌月から(3)（シンプルプランI）に定めるシンプルプランIを適用いたします。シンプルプランIへの変更にともない、当社がお客さまに対し供給条件の説明、書面交付および供給開始後の書面交付を行う場合の取り扱いは、電気需給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)を適用いたします。この場合、電気需給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)において、「本約款」を「電気料金プラン約款」と読み替えて適用いたします。

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ニ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切

り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものといたします。

- (ロ) 一般送配電事業者により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下、「電流制限器等」といいます。)が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。

ホ 割引制度

- (イ) 次のいずれかの条件を満たすお客さまに対し、お客さまからの所定の様式による申し込みにもとづき、各割引を適用いたします。ただし、割引の併用はできません。

a 暖房割引

電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、暖房機器を使用すること。

b 床暖割引

電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、床暖房または家庭用セントラルヒーティングシステムを使用すること。

c 家庭用燃料電池割引

電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、家庭用燃料電池を使用すること。

- (ロ) 電気需給約款11（需給の開始）に定める需給開始日前に、当社所定の様式によって割引制度を申し込みいただき、(イ)の条件が満たされていることが確認でき当社が承諾した場合、需給開始日から割引制度を適用いたします。電気需給約款11（需給の開始）に定める需給開始日以降に当社所定の様式によって割引制度を申し込みいただき、(イ)の条件が

り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものといたします。

- (ロ) 一般送配電事業者により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下、「電流制限器等」といいます。)が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。

ホ 割引制度

- (イ) 次のいずれかの条件を満たすお客さまに対し、お客さまからの所定の様式による申し込みにもとづき、各割引を適用いたします。ただし、割引の併用はできません。

a 暖房割引

電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、暖房機器を使用すること。

b 床暖割引

電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、床暖房または家庭用セントラルヒーティングシステムを使用すること。

c 家庭用燃料電池割引

電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、家庭用燃料電池を使用すること。

- (ロ) 電気需給約款11（需給の開始）に定める需給開始日前に、当社所定の様式によって割引制度を申し込みいただき、(イ)の条件が満たされていることが確認でき当社が承諾した場合、需給開始日から割引制度を適用いたします。電気需給約款11（需給の開始）に定める需給開始日以降に当社所定の様式によって割引制度を申し込みいただき、(イ)の条件が

満たされていることが確認でき当社が承諾した場合は、確認できた日が属する月の翌月から割引制度を適用いたします。

- (ハ) 当社グループは(イ)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には正当な事由がない限り、住宅等への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、あるいは(イ)の条件を満たしていないと当社が判断した場合、当社はこの割引制度の申し込みを承諾しない、または(イ)の条件を満たしていないと当社が判断した日が属する月の翌月からこの割引制度を適用いたしません。
- (ニ) お客さまが暖房機器（床暖房、家庭用セントラルヒーティングシステムを含みます。）または家庭用燃料電池を取り外す等(イ)の条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社グループに連絡していただきます。なお、(イ)の条件を満たさなくなったことが判明した場合は、(イ)の条件を満たさなくなったことが判明した日が属する月の翌月からこの割引制度を適用いたしません。

へ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、

満たされていることが確認でき当社が承諾した場合は、確認できた日が属する月の翌月から割引制度を適用いたします。

- (ハ) 当社グループは(イ)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には正当な事由がない限り、住宅等への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、あるいは(イ)の条件を満たしていないと当社が判断した場合、当社はこの割引制度の申し込みを承諾しない、または(イ)の条件を満たしていないと当社が判断した日が属する月の翌月からこの割引制度を適用いたしません。
- (ニ) お客さまが暖房機器（床暖房、家庭用セントラルヒーティングシステムを含みます。）または家庭用燃料電池を取り外す等(イ)の条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社グループに連絡していただきます。なお、(イ)の条件を満たさなくなったことが判明した場合は、(イ)の条件を満たさなくなったことが判明した日が属する月の翌月からこの割引制度を適用いたしません。

へ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、

電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

なお、ホ（割引制度）を適用する場合の電気料金は、aまたはbから割引額を差し引いたものといたします。

- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て）

$$= \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款 15（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	788 円 40 銭
契約電流 15 アンペア	
契約電流 20 アンペア	
契約電流 30 アンペア	
契約電流 40 アンペア	919 円 20 銭
契約電流 50 アンペア	1,200 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,480 円 80 銭

- (ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

a 30アンペア以下

電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

なお、ホ（割引制度）を適用する場合の電気料金は、aまたはbから割引額を差し引いたものといたします。

- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て）

$$= \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款 15（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	803 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	
契約電流 20 アンペア	
契約電流 30 アンペア	
契約電流 40 アンペア	936 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,222 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,508 円 00 銭

- (ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

a 30アンペア以下

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

120 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>20円67銭</u>	120 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>21円05銭</u>	(変更)
120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>24円74銭</u>	120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>25円19銭</u>	(変更)
200 キロワット時をこえ 250 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>24円76銭</u>	200 キロワット時をこえ 250 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>25円21銭</u>	(変更)
250 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>24円78銭</u>	250 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>25円23銭</u>	(変更)
300 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>25円98銭</u>	300 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円46銭</u>	(変更)
350 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円50銭</u>	350 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円99銭</u>	(変更)
400 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円10銭</u>	400 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円60銭</u>	(変更)
500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円92銭</u>	500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>28円43銭</u>	(変更)
700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円94銭</u>	700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>28円45銭</u>	(変更)
1,000 キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>27円96銭</u>	1,000 キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>28円47銭</u>	(変更)
b 40アンペア以上		b 40アンペア以上		(変更)
120 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>20円67銭</u>	120 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>21円05銭</u>	(変更)
120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>25円03銭</u>	120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>25円49銭</u>	(変更)
200 キロワット時をこえ 250 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>25円05銭</u>	200 キロワット時をこえ 250 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>25円51銭</u>	(変更)
250 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>25円07銭</u>	250 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>25円53銭</u>	(変更)
300 キロワット時をこえ 350 キロワット時まで	<u>25円98銭</u>	300 キロワット時をこえ 350 キロワット時まで	<u>26円46銭</u>	(変更)

の1キロワット時につき	
350キロワット時をこえ400キロワット時までの1キロワット時につき	26円50銭
400キロワット時をこえ500キロワット時までの1キロワット時につき	27円10銭
500キロワット時をこえ700キロワット時までの1キロワット時につき	27円92銭
700キロワット時をこえ1,000キロワット時までの1キロワット時につき	27円94銭
1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円96銭

(ホ) 割引額

割引額は次のとおりといたします。

暖房割引	基本料金の5% (小数点以下切り上げ)
床暖割引	基本料金の8% (小数点以下切り上げ)
家庭用燃料電池割引	基本料金の10% (小数点以下切り上げ)

(2) ビジネスプラン

イ 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。

- (イ) 電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、同一のお客さまの名義により、当社グループが供給するガスを使用すること。

なお、当社グループのガスを使用することが当社所定の様式によって事前に確認でき、電気需給約款11 (需給の開始) にもとづき電気の需給を開始する時点で、お客さまが当社グループのガスを使用していない場合には、電気の需給開始から当社グループのガスの使用開始までの日数が60日以

の1キロワット時につき	
350キロワット時をこえ400キロワット時までの1キロワット時につき	26円99銭
400キロワット時をこえ500キロワット時までの1キロワット時につき	27円60銭
500キロワット時をこえ700キロワット時までの1キロワット時につき	28円43銭
700キロワット時をこえ1,000キロワット時までの1キロワット時につき	28円45銭
1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円47銭

(ホ) 割引額

割引額は次のとおりといたします。

暖房割引	基本料金の5% (小数点以下切り上げ)
床暖割引	基本料金の8% (小数点以下切り上げ)
家庭用燃料電池割引	基本料金の10% (小数点以下切り上げ)

(2) ビジネスプラン

イ 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。

- (イ) 電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、同一のお客さまの名義により、当社グループが供給するガスを使用すること。

なお、当社グループのガスを使用することが当社所定の様式によって事前に確認でき、電気需給約款11 (需給の開始) にもとづき電気の需給を開始する時点で、お客さまが当社グループのガスを使用していない場合には、電気の需給開始から当社グループのガスの使用開始までの日数が60日以

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

内であること。

- (ロ) 契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 適用廃止

お客さまがイ（適用条件）(イ)を満たさないことが判明した場合には、判明した日が属する月の翌月から(4)（シンプルプランⅡ）に定めるシンプルプランⅡを適用いたします。シンプルプランⅡへの変更にともない、当社がお客さまに対し供給条件の説明、書面交付および供給開始後の書面交付を行う場合の取り扱いは、電気需給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)を適用いたします。この場合、電気需給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)において、「本約款」を「電気料金プラン約款」と読み替えて適用いたします。

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツと

内であること。

- (ロ) 契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 適用廃止

お客さまがイ（適用条件）(イ)を満たさないことが判明した場合には、判明した日が属する月の翌月から(4)（シンプルプランⅡ）に定めるシンプルプランⅡを適用いたします。シンプルプランⅡへの変更にともない、当社がお客さまに対し供給条件の説明、書面交付および供給開始後の書面交付を行う場合の取り扱いは、電気需給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)を適用いたします。この場合、電気需給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)において、「本約款」を「電気料金プラン約款」と読み替えて適用いたします。

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとい

いたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別紙3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。
- (ロ) 必要に応じて一般送配電事業者により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。

ホ 割引制度

- (イ) 次のいずれかの条件を満たすお客さまに対し、お客さまからの所定の様式による申し込みにもとづき、各割引を適用いたします。ただし、割引の併用はできません。
 - a 暖房割引
電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、暖房機器を使用すること。
 - b 床暖割引
電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、床暖房または家庭用セントラルヒーティングシステムを使用すること。
 - c 家庭用燃料電池割引
電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、家庭用燃料電池を使用すること。
- (ロ) 電気需給約款11（需給の開始）に定める需給開始日前に、当社所定の様式によって割引制度を申し込みいただき、(イ)

たします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別紙3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。
- (ロ) 必要に応じて一般送配電事業者により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。

ホ 割引制度

- (イ) 次のいずれかの条件を満たすお客さまに対し、お客さまからの所定の様式による申し込みにもとづき、各割引を適用いたします。ただし、割引の併用はできません。
 - a 暖房割引
電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、暖房機器を使用すること。
 - b 床暖割引
電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、床暖房または家庭用セントラルヒーティングシステムを使用すること。
 - c 家庭用燃料電池割引
電気需給契約にもとづく、電気の供給と同一の需要場所において、家庭用燃料電池を使用すること。
- (ロ) 電気需給約款11（需給の開始）に定める需給開始日前に、当社所定の様式によって割引制度を申し込みいただき、(イ)

の条件が満たされていることが確認でき当社が承諾した場合、需給開始日から割引制度を適用いたします。電気需給約款11（需給の開始）に定める需給開始日以降に当社所定の様式によって割引制度を申し込みいただき、(イ)の条件が満たされていることが確認でき当社が承諾した場合は、確認できた日が属する月の翌月から割引制度を適用いたします。

- (ハ) 当社グループは(イ)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には正当な事由がない限り、住宅等への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、あるいは(イ)の条件を満たしていないと当社が判断した場合、当社はこの割引制度の申し込みを承諾しない、または(イ)の条件を満たしていないと当社が判断した日が属する月の翌月からこの割引制度を適用いたしません。
- (ニ) お客さまが暖房機器（床暖房、家庭用セントラルヒーティングシステムを含みます。）または家庭用燃料電池を取り外す等(イ)の条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社グループに連絡していただきます。なお、(イ)の条件を満たさなくなったことが判明した場合は、(イ)の条件を満たさなくなったことが判明した日が属する月の翌月からこの割引制度を適用いたしません。

へ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された

の条件が満たされていることが確認でき当社が承諾した場合、需給開始日から割引制度を適用いたします。電気需給約款11（需給の開始）に定める需給開始日以降に当社所定の様式によって割引制度を申し込みいただき、(イ)の条件が満たされていることが確認でき当社が承諾した場合は、確認できた日が属する月の翌月から割引制度を適用いたします。

- (ハ) 当社グループは(イ)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には正当な事由がない限り、住宅等への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、あるいは(イ)の条件を満たしていないと当社が判断した場合、当社はこの割引制度の申し込みを承諾しない、または(イ)の条件を満たしていないと当社が判断した日が属する月の翌月からこの割引制度を適用いたしません。
- (ニ) お客さまが暖房機器（床暖房、家庭用セントラルヒーティングシステムを含みます。）または家庭用燃料電池を取り外す等(イ)の条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社グループに連絡していただきます。なお、(イ)の条件を満たさなくなったことが判明した場合は、(イ)の条件を満たさなくなったことが判明した日が属する月の翌月からこの割引制度を適用いたしません。

へ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された

再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

- b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

なお、ホ(割引制度)を適用する場合の電気料金は、aまたはbから割引額を差し引いたものといたします。

- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て)

$$= \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 280 円 80 銭とし、
204 円 00 銭を差し引いたもの

- (ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>20 円 67 銭</u>
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで	<u>25 円 03 銭</u>

再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

- b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

なお、ホ(割引制度)を適用する場合の電気料金は、aまたはbから割引額を差し引いたものといたします。

- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て)

$$= \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 286 円 00 銭とし、
208 円 00 銭を差し引いたもの

- (ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>21 円 05 銭</u>
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで	<u>25 円 49 銭</u>

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

の1キロワット時につき	
300キロワット時をこえ500キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円37銭</u>
500キロワット時をこえ700キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円41銭</u>
700キロワット時をこえ1,000キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円44銭</u>
1,000キロワット時をこえ1,500キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円47銭</u>
1,500キロワット時をこえ2,000キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円51銭</u>
2,000キロワット時をこえ3,000キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円53銭</u>
3,000キロワット時をこえ5,000キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円55銭</u>
5,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>26円57銭</u>

(ホ) 割引額

割引額は次のとおりといたします。

暖房割引	基本料金の5% (小数点以下切り上げ)
床暖割引	基本料金の8% (小数点以下切り上げ)
家庭用燃料電池割引	基本料金の10% (小数点以下切り上げ)

(3) シンプルプラン I

イ 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が60アンペア以下であること。

の1キロワット時につき	
300キロワット時をこえ500キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円85銭</u>
500キロワット時をこえ700キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円89銭</u>
700キロワット時をこえ1,000キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円92銭</u>
1,000キロワット時をこえ1,500キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円96銭</u>
1,500キロワット時をこえ2,000キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円00銭</u>
2,000キロワット時をこえ3,000キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円02銭</u>
3,000キロワット時をこえ5,000キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円04銭</u>
5,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>27円06銭</u>

(ホ) 割引額

割引額は次のとおりといたします。

暖房割引	基本料金の5% (小数点以下切り上げ)
床暖割引	基本料金の8% (小数点以下切り上げ)
家庭用燃料電池割引	基本料金の10% (小数点以下切り上げ)

(3) シンプルプラン I

イ 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が60アンペア以下であること。

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

(ロ) 一般送配電事業者により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下、「電流制限器等」といいます。)が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する

(ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

(ロ) 一般送配電事業者により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下、「電流制限器等」といいます。)が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する

最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。

ニ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。
- 電気料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て)
- $$= \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$
- (ハ) 基本料金
- 基本料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半

最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。

ニ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。
- 電気料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て)
- $$= \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$
- (ハ) 基本料金
- 基本料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半

額といたします。

契約電流 10 アンペア		
契約電流 15 アンペア		
契約電流 20 アンペア		1,123 円 20 銭
契約電流 30 アンペア		
契約電流 40 アンペア		
契約電流 50 アンペア	1,404 円 00 銭	
契約電流 60 アンペア	1,684 円 80 銭	

(二) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 67 銭
120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 03 銭
200 キロワット時をこえ 250 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 05 銭
250 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 07 銭
300 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 98 銭
350 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 50 銭
400 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの1キロワット時につき	27 円 10 銭
500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの1キロワット時につき	27 円 92 銭

額といたします。

契約電流 10 アンペア		
契約電流 15 アンペア		
契約電流 20 アンペア		1,144 円 00 銭
契約電流 30 アンペア		
契約電流 40 アンペア		
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭	
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭	

(二) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 05 銭
120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 49 銭
200 キロワット時をこえ 250 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 51 銭
250 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 53 銭
300 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 46 銭
350 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 99 銭
400 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの1キロワット時につき	27 円 60 銭
500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの1キロワット時につき	28 円 43 銭

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>27 円 94 銭</u>
1,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<u>27 円 96 銭</u>

(4) シンプルプランⅡ

イ 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボル

700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>28 円 45 銭</u>
1,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<u>28 円 47 銭</u>

(4) シンプルプランⅡ

イ 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボル

(変更)

(変更)

トとすることがあります。

ハ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別紙3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。
- (ロ) 必要に応じて一般送配電事業者により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。

ニ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

トとすることがあります。

ハ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別紙3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。
- (ロ) 必要に応じて一般送配電事業者により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。

ニ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)

$$= \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

(ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	280 円 80 銭
---------------------	------------

(ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 67 銭
300 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 03 銭
500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 37 銭
700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 41 銭
1,000 キロワット時をこえ 1,500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 44 銭
1,500 キロワット時をこえ 2,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 47 銭
2,000 キロワット時をこえ 3,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 51 銭
3,000 キロワット時をこえ 5,000 キロワット	26 円 53 銭

電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)

$$= \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

(ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭
---------------------	------------

(ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 05 銭
300 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 49 銭
500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 85 銭
700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 89 銭
1,000 キロワット時をこえ 1,500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 92 銭
1,500 キロワット時をこえ 2,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 96 銭
2,000 キロワット時をこえ 3,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 00 銭
3,000 キロワット時をこえ 5,000 キロワット	27 円 02 銭

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

時までの1キロワット時につき	
300キロワット時をこえ500キロワット時までの1キロワット時につき	26円55銭
5,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円57銭

(5) ビジネスプラン（動力用）

イ 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (ロ) 1需要場所において電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業所の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、契約電力が50キロワット未満であって、かつ、契約電流または契約容量と(イ)の契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者がお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (ハ) 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用しないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

時までの1キロワット時につき	
300キロワット時をこえ500キロワット時までの1キロワット時につき	27円04銭
5,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円06銭

(5) ビジネスプラン（動力用）

イ 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (ロ) 1需要場所において電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業所の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、契約電力が50キロワット未満であって、かつ、契約電流または契約容量と(イ)の契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者がお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (ハ) 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用しないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

(変更)

(変更)

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

- (イ) 契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別紙3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものといたします。
- (ロ) 一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ニ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

- (イ) 契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別紙3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものといたします。
- (ロ) 一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ニ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再

生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)

$$= \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款 15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,040 円 04 銭
-----------------	--------------

- (ニ) 電力量料金

1 か月の電力量料金は、電気需給約款 15 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	16 円 73 銭	15 円 21 銭

別紙

1 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の算定
イ 平均燃料価格

生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)

$$= \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款 15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,059 円 30 銭
-----------------	--------------

- (ニ) 電力量料金

1 か月の電力量料金は、電気需給約款 15 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	17 円 03 銭	15 円 49 銭

(変更)

(変更)

別紙

1 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の算定
イ 平均燃料価格

原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、料金プランごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、料金プランごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円以上であり、かつ、68,900円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が68,900円を上回る場合平均燃料価格は、68,900円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (68,900\text{円} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円以上であり、かつ、68,900円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が68,900円を上回る場合平均燃料価格は、68,900円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (68,900\text{円} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年7月1日から9月30日まで	その年の11月1日から11月30日まで

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年7月1日から9月30日まで	その年の11月1日から11月30日まで

での期間	までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月1日から4月30日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22銭9厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油

価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)

ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載いたします。

での期間	までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月1日から4月30日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23銭3厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油

価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)

ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載いたします。

(変更)

<p>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページに掲載いたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の使用分から翌年3月の使用分に適用いたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申し出の直後の4月から翌年3月（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、取り消された月までとします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額</p>	<p>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページに掲載いたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の使用分から翌年3月の使用分に適用いたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申し出の直後の4月から翌年3月（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、取り消された月までとします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
---	--	---

<p>に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>(変更)</p>
---	---	-------------